

○横山事務局次長 まだ10時になっておりませんが、皆様そろいましたので、第11回公益法人の会計に関する研究会を始めたいと思います。

それでは、座長、進行をよろしくお願いします。

○高山座長 おはようございます。きょうもお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

きょうの日程としましては、お手元の議事次第をごらんになっていただきたいのですが、1番目は「貸借対照表内訳表について」の議論です。2番目が「収支相償について」、3番目は「収支相償の剰余金の使途について」、4番目が「指定正味財産の指定の範囲について」ということでございます。

それぞれ重たい議論でございますので、深く皆さんと検討していきたいと思っておりますが、具体的には事務局から御説明をお願いいたします。

○松前課長補佐 そうしましたら、資料1「貸借対照表内訳表について」、御説明させていただきます。中間まとめまでの間にこういう議論を何度かいただいております。まだ結論は出てございませんけれども、現在の考え方についてまとめさせていただきました。

まず、1ページ目でございますけれども、「区分経理の考え方」といたしまして、認定法では収益事業から生じた利益について一定割合額を公益目的事業に利用することを定めております。認定法19条は、この規定が適正に遵守されているかということを表示することを求めておまして、収益事業等に関する会計を公益目的事業に関する会計から区分して経理することを求めたものでございます。

一方、複式簿記における会計理論上の区分経理という観点を考えると、正味財産増減計算書で表示される損益のみならず、資産・負債・正味財産についても区分経理が求められていると考えられるところでございます。認定法の規則24条に基づく収益事業等の利益の繰入れにつきましては、正味財産増減計算書内訳表によって損益が区分され、繰入額が明示されることをもって、要請を満たしていると考えられているところでございます。

他方で、貸借対照表内訳表については、利益の繰入額が資産の面からも裏づけられるものということを確認できる資料として作成を求めているものと考えられます。会計理論の観点からも正しく算定されているかは貸借対照表の内訳表の金額とあわせて確認できるものということでございますので、収益事業等の利益の繰入額が現状の50%の原則、もしくは50%超の繰入れかによって、それぞれ作成義務が異なるものではないと考えられます。ただ、認定法19条においては、貸借対照表の内訳表の表示までは要請されてないと解されております。認定法の財務基準を算定する基礎となる数値は、そうはいつでも財務諸表の数値から持ってきておりますので、50%繰入法人についても、このような考え方からいくと、経理上も、資産・負債・正味財産についても区分経理を求めることも考えられうるところでございます。

認定法19条及び規則24条においては、このような点を実務的な配慮から、50%繰入れについては、特に貸借対照表内訳表の作成までは求めていないところでございます。

一方、50%超繰入れの法人につきましては、比較的大きな規模で収益事業等を実施している法人に限られると考えられますので、多額に利益が繰入れられている場合は、公益目的事業のために使われているかを確定決算に基づく財務諸表において確認する意義は大変大きいものと考えられております。仮に財務諸表で区分されていない場合には、会計区分間において流用を誘発する可能性もあり、このような考え方から、50%超繰入れの法人については、これらを処置するために利益を資産の面から確認する必要性が特に高いと考えられますので、ガイドラインで貸借対照表内訳表の作成の提出が求められているところでございます。

このような考え方がある中で、(結論)としましては、「○」と「●」で分けて、2つ考えられるところを示しております。

1つ目は、貸借対照表の作成は、本来は、収益事業等の剰余金の額の正確性を確認する手段として貸借対照表内訳表があわせて必要であるところ、実務上の配慮から50%超に限定しているという趣旨に鑑みて、50%超繰入れの法人について貸借対照表内訳表を廃止するとの結論はとるべきではなくて、現状どおりとする、というのが1つの結論でございます。

もう一方、「○」は、貸借対照表内訳表の作成は、法人全体の資産・負債・正味財産を各事業区分に適切に配賦するなど、その作成に係る負担の重さもいろいろと言われておりますので、貸借対照表内訳表の役割を果たせる代替的な資料を提出するという考え方で負担軽減につながるのではないかとということで、結論を書いております。代替的な資料としましては、先般までは財産目録、もしくは財務諸表の(注記)という形で提案させていただきましたけれども、資産の裏づけを確認するという会計理論の考え方からいきますと、それでは不十分であることから、区分経理の提出する資料としては、貸借対照表区分経理表でいかがかということで提案させていただいております。ただ、貸借対照表区分経理表は、法人税法上の提出の資料でございますので、収益事業等の区分が認定法と異なることから、この点につきまして、もしこちらの結論をいただいたときには、さらに検討が必要かと考えているところでございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。この点につきましては、お話を聞きますと、財務省の国税のほうとの調整がなかなか厳しいところがございまして、国税としては、当初の法律どおりにやっていただきたいという強い要望があります。ですから、それをほごにすることはできないので、2つの事例しか今のところ考えられないだろう。1番目としては、現状どおり50%超については、貸借対照表をきちんと分けていただくということ。これは法律的にもそれが要求されておりますので、このまま行くというやり方。もう一つは、今回我々の意見としては、貸借対照表内訳表については免除するけれども、法人税法はしっかりと分けてくださいというとり方をするか、この2つのアプローチがあるのではないかとということですが、この点につきまして、毎度毎度初めから申しわけないのですが、中田

参与から御意見を頂戴したいと思います。

○中田参与 質問です。「○」のところの貸借対照表区分経理表というのは、法人税法上の書類と、先ほど松前さんおっしゃいましたけれども、これを出せばいいと財務省は言っているのでしょうか。

○松前課長補佐 これを出せばいいというよりも、手間を、もし法人さんの負担が多いということであるならば、収益事業等を行っている法人さんは必ずこれをつくっているのだから、これをもとに調整は必要と言っています。その調整の部分が認定法上の区分経理と法人税法上の区分経理の区分がやはり違うのでそこは調整をする。

○中田参与 要するに会計上の内訳表は必要だということですね。

○松前課長補佐 内訳表とは言わないのですけれども、これをつくっているのだから、これをもとに調整すればできるのではないかというような感じでございました。

○中田参与 法人税法上の貸借対照表区分経理表は、法人税を納める法人なら必ずつくっていると思うのですね。これは別にいいと思うのですけれども、貸借対照表内訳表という会計上の表は、複式簿記の結果として導き出すのは非常に大変なことですし、非常にそのところが分ける手間だけではなくて、これをずっと維持していくこと、そして数字の意味、全く意味がない数字になってしまうので、その意味のない数字をつくるのにこれだけ手間をかけるのかということが問題になっているわけで、法人税法上はこの区分経理表を出せばいいというのだったら、それはそれでいいのですけれども、その辺が少し疑問だったのですね。

それから、少し意見を言わせていただきますと、前のほうから来る区分経理の考え方ということですと説明していることは、1番について、18条4号とか認定法19条、認定法規則24条について、この辺の考え方はわかるのですが、結局この区分経理の考え方と言っているのは、途中からこの「●」の論拠しか言っていないように思いまして、これは1つの解釈論なのかもしれませんが、私は貸借対照表内訳表が求められている、しかも50%超の場合に限り認められているというのは、法人税法上の要求なのだと考えておりました。そういう解釈で今まで来たのですけれども、これは認定法上、そもそも内訳表が必要であって、50%超だけについて認めているのは実務的な配慮にすぎない、このように言っているので、新解釈だなという形で私は思っています、認定法から当然に内訳表をつくらなければいけないとしてしまって、それをこの研究会の意見として書くのはいかなものか。要は自分で自分を縛ってしまうことにならないだろうかという思いがしておりました、一番最初に貸借対照表内訳表のお話をしたときに、積極的にこれをつくったほうがいいのかという方は誰もいらっしゃらなかったと思うのですね。しかし法人税法上の要請からつくらざるを得ないということでは仕方がないだろうという御意見だったと思っているのですけれども、ここの論拠、特に「●」の論拠は、50%であろうが、50%超であろうが、両方、認定法上の当然の要請として内訳表はつくらなければいけないものなのだと、こういうことを言っているので、こういうことを書くのは問題ありなのではないか、踏み込み

すぎた解釈論なのではないかと思いました。

法人税のほうができないのであれば、現状どおりとするというのも1つの結果としての結論ではあると思うのです。ただ「●」の論拠はやめていただきたいということと、「○」の貸借対照表区分経理表でオーケーであれば、それはもちろん負担軽減になることですから非常に賛成するというところでございます。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。それでは、長参与から御意見を。

○長参与 実際に公益目的事業財産は確実に公益目的事業に使うということを確認するには貸借対照表内訳表があったほうがいいのは確かなのですが、ただ、やはり小規模なところは非常に厳しいし、今まで50%繰入れをやっていて、貸借対照表内訳表をつくっていないところについては、今、非常にハードルが高くなっているのは現実だと思うので、これをこのまま続けるというのも厳しいとは思いますが。実際に50%超の繰入れをしたくてもできないというのは現実にあるようですので、そうすると貸借対照表区分経理表というのは確かにいいのですけれども、軽減になるのですか。それも疑問。確かに日々仕分けで貸借対照表内訳表をつくるよりは軽減になるでしょう。ただ、決算業務が非常に厳しくなることは確かでしょうね。苦しいのでしょうかけれども、何とかつくるしかないということですか。少なくとも内訳表を小規模のところもつくってほしいというよりは、区分経理表で済ませることのほうが確かに多少の軽減にはなると思います。

○高山座長 ありがとうございます。上倉参与。

○上倉参与 私も50%と50%超での取り扱いの違いは、従来からすんと落ちない、何でなのかというところを疑問に思っていました、今、これを見て、こういう考え方もあるのかというところはあるのですが、結論としては「●」の従来どおりというようなところは当然ありだと思いますけれども、「○」の「代替的な資料を提出することで」というところは、法人税の申告やっているところは必ず財務諸表の裏で、収益事業と非収益事業の区分表はつくっていますので、多少の軽減になるのかなというようなところはありますね。若干の軽減にはなるのかというところぐらいでしょうか。

○高山座長 ありがとうございます。金子参与から。

○金子参与 50%超かそれ以外かというのは、別に内訳表を作成する、しないの基準には会計的には全くリンクはしないと思いますけれども、結論としてつくらざるを得ないときに、長参与や上倉参与もおっしゃっていたように、「○」のどの程度の軽減になるのかというのをもう少し教えていただきたいということと、仮に「●」の結論が出た場合には、これをあえて文章化して、この研究会として外に出してしまうのは、それほど合理的ではないけれども、やむを得ずやっている実務を、さらにこの研究会で追認するという形になってしまうので、もし「●」にするのであれば、それをどう公表していくのかという部分をもう少し考えたほうがいいかなと思っております。以上です。

○高山座長 ありがとうございます。それでは、梶川参与、何か御意見を。

○梶川参与 私も3人の先生方がおっしゃられた「○」が本当に実務的にどの程度軽減になるのか、かえって混乱をしてしまうのではないかということも感じたりもするのですが、特に法人税法の区分と認定法上の区分をまたもう一段何か調整することになると、調整数値を別から持ってくるみたいな話になるのかどうか、現場の作成方法をよく峻別してみないとわからない。

物の考え方としては、ある程度「●」の現状は、認定法上の解釈が根本からするという話であれば別ですが、法の解釈というのは制度たてつけですから、少し制度的に、今、事務局でこのように解釈されているのであれば、それは会計的な観点で解釈するものではないですから、ある程度これが現状の物の整理なのではないか。そうすると論理的な整理はむしろ「●」のほうが整理ついているような感じがする。

私もしばらく間あいていたので、例の小規模法人とか、実務的な特例みたいなものを、こういう理論の整理は、これで整理なのだけれども、本当に小さな法人等でこういうケースが起こった場合というので、認定法上でも特例的に物を考えるという実務的対応があるのであれば、むしろそちらのほうが整理なのではないか。そもそも50%のところもそういう話に近いですね。簿記的には当然複式簿記ですから、左と右で確認したほうがいいし、逆にそういう技術論でやらなければ、本当は正しい左、正しい右は出てこない。右というか、貸方・借方というか、フローとストックがセットになっているのが簿記ですから、単独で数字を確認するよりはいいという、それは余り自明の理なので、ただ、本当に小さなところで簡便性が効くという、その中で入り込むのであれば、少し考えられるかということです。一定の規模があるところは複式簿記でやってちょうだいよという意味で言えば、それは仕方がないという話に近いのではないかと思います。

○高山座長 ありがとうございます。小森委員から何か御意見があれば。

○小森委員 これは税の側からの要請ということで余りいじれない状況のところだと思います。議論のスタートが負担軽減からきていますので、ここに書いてあるように、50%の繰入れの法人が大規模法人ということであれば、それが事実だとすれば、負担をお願いするというか、大規模であれば、当然作成能力は備えていると思いますので、「●」というか、現状どおりで構わないのではないかと思います。

○高山座長 ありがとうございます。なかなか税の最初の入り口のところで、ある程度話し合いの中で法律をつくり、そして税もその法律の下に制度をつくっていったという問題があるというのは大きな事実でございまして、かつ内訳表自体がこの公益法人だけではなくて、この公益法人会計基準を参考にした社会福祉法人が、今、内訳表をつくるということで貸借対照表内訳表を小規模な法人であったとしても強制されています。この事実も大きい部分があって、それをもとに法人税の軽減が認められているのですが、社会福祉法人の最高額が公益法人の最低額というところで、その整合性もある中で、かつ今の税制の、ある意味財源がいろいろ問題になっている中で、下手に動く大きな問題になるかなと、実は個人的な問題を持っております。

皆さんのお話を聞きますと、「●」は避けられないかという話になりますが、もう一つ、考えられるのが、何も書かないという意見が、今、金子参与から出ました。また、書く場合に現状どおりにするという書き方と、あとはもう一つ、実は継続審議という考え方も実はあるのではないかと。これについては今後も議論をしていく、あるいはそういうのを書かないでチャンスがあったら、新たに書いていくというやり方もあると思います。

この辺をどうしていくかということのところなのだと思うのですが、考え方が3通りあります。「●」で現状どおりにするという結論を書いてしまうやり方。2つ目としては、何も触れないというやり方、これはあえて触れないという形になるのだと思います。3つ目が、継続審議に持っていくという書き方なのですけれども、この3つのやり方として、今後の実務にプラスになるのはどれなのかということ、皆さんの意見をお聞きしたいと思うのですが、中田参与からいかがでしょうか。

○中田参与 私の話をいつも特別視されているようでございまして、人数の中に入れていただけないと大変困るのでございますが、継続審議というのはどういうことなのでしょうか。

○高山座長 これについては結論が出てないという形で。

○中田参与 継続審議ということは、また継続するというイメージなのですけれども、そういう。

○高山座長 チャンスをねらうという意味だと思います。

○中田参与 特に継続の予定もなくということでしょうか。

○高山座長 難しいですね。

○中田参与 難しいですね。そういう継続審議ですね。

○高山座長 ただ、書き続けないと、これは事例としていいかわからないですが、交際費が本当は損金算入が不算入で租税特別措置法で書かれていって、それについてはよくない、よくないというのを皆さんが訴えながら、何十年たってやっと交際費が日の目を見る。ただ、それは一度も交際費が損金に認められるようにという運動はずっと続けていって認められているのですね。ですから忘れてないという意味だと思います。

ただ、私わからないのですけれども、こういう議論をずっとしていって、いつ来るかわからないのですが、そのチャンスをねらうという意味で、無意味ではないと思っていますのですけれども。

○中田参与 書き方として、法人税の問題でやっているわけですね。ここは会計の研究会ですね。ですから会計の立場からは、書き方はいろいろですけれども、会計上は正しくはないのだけれども、現状はそういう法人税のほうで仕方がないのだということが書けないかどうかということなのですね。

○高山座長 先ほど中田参与は、この流れ自体がよくないとおっしゃいましたね。

○中田参与 そうです。認定法から当然の否決なんていうことを、私、ガイドラインもみんな確認してきたのですけれども、今まで一言も書いてない。そこは避けているわけです。

ね。それを急にこうなってしまうと、えっ？とやはり思いますよ、皆さん。これは避けたいと思います。確かに会計の立場からいったら、50%と50%超を考えるかもしれませんが、認定法は収益事業を区分しなさいということと、収益事業の利益を50%だけ繰入れなさいということを行っているだけで、資産については18条があるだけで、言ってないですね。だから、それを言っていないのに、さらに踏み込んで、会計上区分すべきだということは言うべきではないし、区分は法人税も本当はできないと言っているのですから、会計上はできないと思うのですが、そこは実務上の要請でやっているわけですね。

○高山座長 会計基準は運用指針の中で区分というのが明確に出ていますので、しなくてもいいというわけではなくて。

○中田参与 正味財産増減計算書は区分ですね。

○高山座長 でも貸借対照表も出ていますね、内訳表を出しなさいということで。そこは則としては出しなさい。でも50%は多分どこにも書いてないのでいいですよというたてつけなのです。

○中田参与 それはおかしいと思うのです。すごく変なのは、流用を許すから50%のときはいいけれども、50%超はいけないというのですけれども、50%のほうは流用は多くないですか。50%超を収益から公益に繰入れるのだったら、50%超はちゃんと流用されないできちんとなっているわけでしょう。そしたら50%だけのほうが逆に流用多いのではないですか。だからその論理が矛盾しているのです、そこでやっても、それは何となくフーンときとフーンと思うけれども、よく考えると、ちょっと変な理論だなと思ってしまいますね。だから、このたてつけは余り好ましくない。

複式簿記でそうだというのは確かにわかりますけれども、だけど、法律上認めてないことをあえて踏み出して、この会計研究会の理論づけとしてやるのは少し行き過ぎた議論だと思います。そういう事情で現状どおりなのだと書くか、継続審議はどういう書き方をするかわかりませんが、そういう問題を指摘することは私は大事なことだと思っているので、最初から結論ありきみたいなことで始まっていますから、現状はしようがないと私も思っているのですが、だけど、研究会ですから、継続審議を残すなり、何にするなりして、こういう議論があって、会計研究会としては、それを大賛成で受け入れたわけではないということはどこかに残しておきたいと思います。

○高山座長 わかりました。ありがとうございます。長参与のほうから何か御意見あれば。

○長参与 これは「●」で行くということでしょうか。私は貸借対照表区分経理表でもいいかなとは思うのですけれども。

○高山座長 「○」ですか。

○長参与 「○」、これも認めるという方向で、原則は「●」が今までどおりなのですけれども、もしチャレンジしてみるということだったら、貸借対照表区分経理表も可能だと。そこから一歩進んで内訳表まで進めると思うのですね、まずB/Sを区分していれば。そのきっかけになるのではないかと思うのですが、貸借対照表内訳表をつくと。

○高山座長 長参与も「○」もありという。

○長参与 そう思います。

○高山座長 中田参与は。

○中田参与 もちろん「○」です。

○高山座長 わかりました。「●」ありきではなくて、「○」も検討をしなければいけないということですか。

○長参与 と思います。

○高山座長 上倉参与はいかがですか。

○上倉参与 「○」でももちろんいいとは思いますが、ただ、実務上混乱を来すのではないかという気がして、余り負担軽減につながらないという部分とかえって混乱を来すのではないかというような印象を持って、あと、「●」、「○」どちらでもいいのですけれども、結論を書く場合には、これは書けるかどうかわからないですけれども、理由を、なぜ、こういう結論に至ったのかということころは残しておいたほうがいいのではないかと。純粋に会計的に考えて50%と50%超で、会計上の取り扱いに違いがあるというのは、私も全然理解ができないですし、恐らく世間の皆さんも非常にもやもやとしたものがあるのではないかと思いますので、理由を出せるかどうかというのはわかりませんが、できれば書いたほうがいいのかとは思っています。

○高山座長 「○」もあるけれども、実務上混乱がありますよということで「●」。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 金子参与はいかがですか。

○金子参与 仮に「●」をとるとしたら、今、4行目に「廃止するとの結論はとるべきではなくて」とあるので、こういう考え方についての結論をどうというよりも、やむを得なかつた的な文章にしたほうがいいのかというのが1つありまして、あとは「○」のほうはどの程度軽減になるか、まだ十分につかみきれてはいないので、けれども、「調整は必要となる」と書いた場合に、この調整をどうするかというので、さらにもう一個文章を出すということになると、ますますこちらの研究会自体が本来の会計の目的から離れていってしまうような気がして、ただ「調整が必要となる」だけではなく、その下にまた調整の具体的ないろんな表等をつけることになると、本当にこの研究会の趣旨として、果たしてそこまでできるのかどうかということについて教えていただければと思います。以上です。

○高山座長 梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 座長が問いかけられた、書くか、書かないか、継続審議という問いかけに対する話としては、実は私はどちらかというところ継続審議に近い。というのは、この会計法が実務上困難さを来しているという事情は非常にわかります。ですから事と次第によっては、常に先ほどの法人税を主張し続けたいという作成者側の気持ちもすごくよくわかるのですけれども、ただ、理論的にそれが一方的に正しいことを問いかけているのかという話が前



提にあると思うのですね。私はそこについては、自分自身の個人で言えば、確たるものはあるのですけれども、というのは収益事業と公益事業というのは、今、非営利の会計というのを議論しているのですけれども、制度組織として両者を縫合して会計エンティティを1つにはしていますが、本来、会計を考えた場合、事業目的がそこまで違うものについて、どのように物を考えるかという整理はあってもいいと思うのですね。

収益と公益の切れ目というのはかなり太い線かもしれない、会計を考えていくときに。非営利だからこそ、こういう会計がとれるのだというようなことも、これから議論していく中で、収益資産を非営利に移したというようなことは、結構別法人のエンティティまでと言いますが、単なる薄い点線かどうかということは議論していったいい話ではないか。非営利組織全体がセグメントというものが非常に重要なのだという主張もしている中で、そのセグメントをどこまでをセグメントで考えるか。エンティティの実態論みたいなものを会計的にも整理をしていく必要はあるのではないか。

そういう意味で考えると、単に法人税的な要請や法だけではなくて、会計的にも十分に議論の余地はある問題なので、そういう意味では、一方的に、私はこういう内訳表がなくてもいいと。でも押しつけられているからという結論には自身になってないので、もう少し純粋会計的にも議論をしていきたいかなという気はする。そういう理由で、もし継続審議ということがあればです。ただ、この報告書に継続審議なるものを、どういう位置づけで、どう書かれるのかというのは非常に難しい問題なので、もし、そういうことになるのであればということですが、座長と事務局の御相談の話かと思えます。

○高山座長 ありがとうございます。

○小森委員 私は今まで先生方の議論をお聞きして、上倉参与が一番近いです。「●」かなというところですか。

○高山座長 これは実際会計が動き始めて、内閣府に提出してというときに、実は法人税という大きな大きな貸借対照表の区分の考え方が違ってしまっていて、法人税法は収益事業の直接的なものだけを分けなさいと、そういう規定で、共通的なものは収益事業に入れなくてもいいですという貸借対照表という取り扱いがあります。一方、認定法上はしっかりと共通という考え方はなくて、合理的に配分しなさいという形で、大きく法人税法の貸借対照表と認定法上というか、会計基準の貸借対照表の考え方が実は違っておりました、先ほど調整が必要となると、法人税法上の貸借対照表と認定法上の貸借対照表の区分をしていくと結構混乱が出てくるという面もあるのですね。

ですから小森委員、上倉参与がおっしゃったように、あるいは金子参与がおっしゃったように、実務上混乱が出るおそれがあるので、私自身は「○」というのはなかなか書きづらい部分もあって、「●」というところがあるのですが、そもそも論で、今、梶川参与と一緒に私もやっているのですけれども、エンティティの話ですが、それぞれの事業目的で、資産自体の定義が少し変わるような、そんな話もある中で、本当に分けなくてもいいというのはそもそも論であるのだと思えます。ですから、その辺の非営利全体の会計のフレー

ムワーク等を今後しっかりと検討していただく中と並行しまして、そちらの様子も少し見ていきたいと思っておりますので、できれば、それも考えた中でのうまい継続審議か、場合によっては書けなかったというところがあるかもしれませんけれども、どこかでしっかりと触れていくということでやらせていただくことではいかがでしょうか。中田参与いかがですか。

○中田参与 どちらでも。

○高山座長 ありがとうございます。それでは強引だったのですけれども、そういう形で、会計的には分けるというのがもともとあるのだろうということ。ほかの非営利が今分けているということで、こちらから分けなくてもいい。なかなか理論的には書きづらい部分がありますので少し調整をさせてください。

それでは、次「収支相償について」、よろしくをお願いします。

○松前課長補佐 そうしましたら、資料2でございます。最初のパワーポイントの資料は中間まとめでいただいた結果報告をまとめているところでございます。

現行、剰余金が発生した場合には、その年に解消計画を出して実行していただくことになっております。中間まとめで書かせていただいている結論につきましては、それをその年ではなくて、その年はいつ解消計画を出すかというスケジューリングをして、その年は終わって、翌年度以降、解消計画を出してもらい、それに基づいて解消していくという御提案をいただいているところでございます。中間まとめの際には、これの結論に従って、実際に運用上どういった点、監督上注意していくか、仕組みをどうするかというのを今後の検討課題ということになっていったところでございます。

次のページでございますけれども、運用上どういったところがポイントになるかというところをまとめた資料でございます。

1つ目、「現状の運用」でございますけれども、剰余金が発生した場合は、発生年度の事業報告書の別表A、収支相償のところでございますが、「第二段階における剰余金の扱い」の欄に記載されている剰余金の解消計画が翌年度において実現可能かどうかという観点から審査をしているところでございます。また、特に法人の事業費に比して多額の剰余金がある場合については、事業拡大の達成の可能性の観点から資金の使い道、具体的には事業費の費目、これについて確認をしているところでございます。

中間まとめで提案していただいております「解消計画の提出を1年延長する場合の(案)」というところでございますけれども、剰余金発生年度の事業報告書には、「第二段階における剰余金の扱い」の欄に、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に書いていただくことを求めるということでございます。

「翌事業年度の事業報告書」においては、機関決定された剰余金の解消計画の提出を求め、同じように達成可能性を審査し、剰余金の解消までの具体的な資金使途について確認するというところでございます。また、加えまして、財務面から計画達成を担保するために、剰余金に見合う資金がきちんと確保されているか、貸借対照表上表示していただくことを

求めてはどうかということでございます。

これらの考え方のもとにあるのは、現状の運用に加えて、発生した剰余金が事業規模に比して多額である場合に限られるだろうと考えているところでございます。少額である場合は、現状どおりに翌事業年度に解消することになっているため、特に問題は生じないと考えているところでございます。多額である場合は、しっかりと検討して、より計画的に資金を活用したいというニーズがもともとあったことから、これの趣旨を踏まえて、このような運用にしたいというところでございます。「例えば、提出したスケジュールに反して翌事業年度の赤字を埋めるという対応は、単に現状の運用を緩和することになるから避けるべきである」というのを加えさせていただいております。翌事業年度に赤字が発生するというのも、剰余金が発生した年度でほとんど予算としてわかり得ると思いますので、そこは現状の運用どおりということで御対応をいただくということで、多額の場合、これに限るということで考えているところでございます。以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。収支相償につきまして、運用上わからないのですが、原則としては単年度での消化ということ定期提出書類の中で書き込んでいただいてクリアしていくことになっておりますが、今後そこをもう少し長くしてあげることについて、皆さんいかがでしょうかということなのですが、今の事務局の話の中で、ポイントとしては、そういう場合には、当然多額の場合でしょうということで、少額の場合は従来どおり翌年度の事業に費消していただくことが前提ですということをお忘れはできない部分だと思うのですが、この取り扱いについて御意見を伺いたいと思いますが、毎度、毎度済みません、中田参与から。

○中田参与 ちょっとわからないのですけれども、「※」の一番最後の多額である場合には、「例えば、提出したスケジュールに反して翌事業年度の赤字を埋めるという対応は、単に現状の運用を緩和することになるから避けるべきである」というのは、具体的にどういうことを言っているのか。多額の場合は1年間延長できるということですね。しかしながら、たまたま赤字が出たというのに使ってはいけないということですか。

○松前課長補佐 それは後の議論にもつながると思うのですけれども、過去の赤字の補てんをどう考えるかというところもあるかと思います。現状は赤字補てんに充てていいとはもともとなっておりませんで、ただ、運用上、翌事業年度に、事業拡大といいながらも、要は事業費のほうが多かった場合に、それが赤字なのかどうなのかというところもあって、それぞれ個別に違うということと、剰余金が発生したときに、翌事業年度に事業費のほうが多ければそれで解消するというので、それが赤字補てんなのか、事業拡大なのか、それぞれなのだと思うのですけれども、そこは運用の中で多分のみ込んでしまっていると思うのですが、実際に1年延長したときに、今度過去の赤字補てんを正面から認めていいということにはならないのではないかと思います。こういう書き方をさせていただいております。

○中田参与 ここに書いてあるのは、翌事業年度の赤字というのは過去の赤字のことです

か。

○松前課長補佐 過去というか、剰余金は結局解消する計画の中で赤字補てんに充てていいとはなっていないので、過去ということではないかと思えますけれども、過去をいつ見るかというのは。

○高野事務局長 翌事業年度というのが、このことを言っているのか、こちらのことを言っているのかということではないのか。

○松前課長補佐 翌事業年度というのは。

○高野事務局長 この表でいうところの。

○松前課長補佐 ここです。

○高野事務局長 こちら。ですから、実際に1年間たって、計画を出した時点で言えば、既に確定した赤字のこと。

○中田参与 そういうことですね。

○高野事務局長 翌というのは、ここを起点に語ってしまっているもので、翌という言葉使っていますが、しっかり書こうとしたことはそういうことだと思います。

○中田参与 わかりました。1年延長する案はとてもいいと思うのです。今、2年間しか繰延べられませんから、大変な状況なので、少しでも延長できるのはとてもいいことだと思います。ここでは1年延長する案しか書いてないですが、松前さんも少しおっしゃったように、過去の赤字分を認めてくれないかとか、もう少し延長できないかとか、そういう議論もありますね。

○高山座長 次です。

○中田参与 そうですか。これでおしまいになります。結構でございます。

○高山座長 ありがとうございます。長参与から何か質問あれば。

○長参与 1年検討してというのは非常にいいことだと思います。

○高山座長 上倉参与。

○上倉参与 これは1年考える時間をあげますよというお話ですか。

○松前課長補佐 はい。

○上倉参与 上の絵の計画提出の「×0年6月末」と下の絵の「×1年6月末」の計画提出、時点は違いますが、対応しなければいけないことは変わらない、そういう考え方でよろしいのですか。

○松前課長補佐 はい。

○金子参与 非営利の活動というのは、ある程度長期スパンで見れば、収支相償に近くになってくると思うのですが、1年1年見たときにはどうしてもうまくいかないときもあって、そのときにすぐに計画提出させてしまうと、逆効果というのですか、むだな支出になってしまう、そういった意味でも、1年より良い計画を立てる、より良く使っただけという意味で、今の検討中の方法はよろしいかと思えます。

○高山座長 梶川参与。

- 梶川参与 私もこの1年、きちんとした計画を立てる期間を持てるというのはとてもいいことだと思います。
- 高山座長 小森委員にお聞きしたいのですけれども、今、実際はなるべく長くというのはあるのですか、公益認定等委員会の中で。
- 小森委員 例は少ないと思いますよ。
- 高山座長 大体上の1年で消化してくださいと、そういうことですか。
- 小森委員 基本はそういうことです。
- 高山座長 延ばすことについては、我々はいいと思うのですけれども、委員の中でも大丈夫ですか。
- 小森委員 と思います。基本的な設計はすごくいいと思います。ここで「多額」という言葉が登場して、実務に落していく場合に多額か多額でないかという議論をしなければいけないと思うのですけれども、どこかで検討するのですでしたか。
- 高山座長 いや、検討はないですね、多額。
- 小森委員 このまま、多額という。
- 松前課長補佐 特に今のところ検討はしてございません。
- 小森委員 また迷ってしまうのですけれども、どのぐらいが多額なのですかね、という話が出るのではないかな。
- 高山座長 そうですね。十分検討しなければいけないほどの金額が出た場合ですね。予算を組まなければいけませんから、すぐに予算をつくって、その年に消化ということだと、それは上の考え方ですから。
- 小森委員 法人側の裁量というか、判断にという。
- 高山座長 私はしていいとは思っているのですけれども、そこは縛ってあげたほうがいいのでしょうか。判断するほうは縛ってあげたほうがいいのでしょうか。
- 小森委員 必ずこういうぼやぼやとしたものと必ず質問が出るかなと思っているのですね。あえてぼやぼやとしておいたほうがいい。
- 高山座長 各法人によっても違うとは思いますが、あるいは理事会がタイムリーに開けて、それでスタッフもしっかりしていて、事業拡大がすぐにでもできる法人はきっと多額というのはかなり多額になって、その多額は多分年度内に消化できしてしまうとは思っているのですけれども、ケース・バイ・ケースかなという気はしています。
- 小森委員 あえて、だから縛らないというか、無理しないほうがいいと。
- 高山座長 もやもやで行こうかなと思うのです。
- 小森委員 そうですね。
- 梶川参与 何かそれで結論的なことにつなげる質問ではなくて、純粹に事例としてなのですが、こういうものはどういうときに出られるのでしょうか。というのは、経常の活動が思ったよりうまくいってみたいなことと、思いもしなかった収入があるという、非経常性みたいな、想定外の何かがあったということと、割と大きく言えば想定なのだけれども、

結構うまくいったという、寄附がすごく集まったとか、そういう事例的にはどういうイメージが多いのでしょうか。

○小森委員 私が記憶している限りでは、例えば資格認定をやっている法人があつて、その事例は、東日本大震災があつて、復興工事のためのクレーン技術の認定、その伸びを見込んでいたのですが、ガツと想定の数倍以上、受験者があつたとか、それが2年続いたとか、そういうことは結構あつて、それで黒字が出たというケースは現実にはありました。寄附が想定よりもというのは余りないような気がしますけれども、そういう外部環境の変化で収入が増えてしまったというのは結構あると思います。

○高山座長 あと財団法人、円安が振れてしまつて、外債を持っていた期の手取りの利息が物すごい増えてしまったという事例は聞いたことがありますし、あるいは消費税の駆け込みで、これは教科書売っていたところなのですけれども、通常なら4月以降にはけていくはずが、8%になる、ならないなんていう話があつて、教科書というか、本なのですけれども、3月に思わぬすごい売上があつたという話も聞いたことがあります。ですから外部要因で出た場合やむを得ないということなのではないでしょうか。

○梶川委員 多額という金額の多寡もあるのですが、何となく今の事業の延長線上みたいなものだと割と計画はつくりやすかったり、全くオプション的に入ったものは新たな事業を創出しなければいけないとか、考えなければいけないことになると、多分猶予期間というのは切実になるかなというような部分があつたりして考えたものですから、額と生じた原因みたいなものは、少しトータルで考えなければいけないものなのかという気は少ししたところがありまして、スポットで入ったから、それは違ういい事業に使いたいみたいな、構造変化というか、構造追加みたいなものまでであると、本当に1年ぐらしかけなくてどうにもということになるかもしれません。

営利企業などでも、思ったより売上が高くても、別に事業計画は翌年までには十分にそれはリアルタイムに組んでいきますので、今の延長線上であれば、本当に多額でも組めるかみたいに思ったもので、済みません、そういうことです。

○中田参与 多額という要件は外せないでしょうか。個別的に法人は違うと思うのですが、多額といたした場合に、避けなければいけないと多分考えていらっしゃるの、すごく少額なのだけでも、何年も繰り延べるとか、そういうことを懸念されているのでしょうか。多額という条件をつける。多額の条件をつけると、多額が何かとか、非常にもめて判断が前後します。

○松前課長補佐 原則的な考え方からいくと、要は単年度というのがもともとあるから、何でも先送りというのは余りよくないなというところがあつて。

○中田参与 法人によって事業費も違うし、急に上がる収益の度合いも違うから、本当に個々の判断になると思うので、原則としては翌期に使うべきだというのがあれば、別に多額とか限らなくてもいいのかなと思ったのですけれども、そんなに何十年もでなくて、たった2年か3年だけではないですか、だからそんなに限らなくてもいいのかなと思ったの

ですけれども。

○高野事務局長 多額かどうかを絶対額で判断するのかどうかという話と、どういう理由で発生した剰余なのかという話と、もう一つあるのが、法人によって規模が動くと思えますけれども、法人の既存の事業の中で、単年度で十分客観的に見て、事業に費消する中で解消することが可能であるものと、絶対額が必ずしも大きいかどうかは別として、その法人の考え方によれば、単年度で急に費消しろと言われるのに無理が伴うものという、使い道といいますか、使い方でどうなのかという話があって、ここは解消させるためのプランニングの話なので、単年度で十分吸収可能であるという規模ならば多額とはなかなか言い難いのでしょうか、そうでなければ、その法人にとってはやはり多額ということになり得ると。それをただ、この手のルールを引き方の中で定義するのが非常に難しいということなのだろうと思うのです。

もう一つの話は、多額かなんかを全部抜いてしまって、ここでいう改善方策の中に一元化してしまいますと、法人にとっての額の多少にかかわらず、まずは1年間考えなさいということを書いてしまうことになるのですが、そうすると単年度で解消するのが十分に可能な場合であっても1年間は考えなさいということを書きつけるのにやや近くなっていくので、そこまでの必要はないのではないかと。日常のといいますか、通常の業務展開の中で解消可能な場合を最初から排除してしまう必要はないのではないかと、そういうことなのだろうと思うのです。

多額というのをもう少し解説することが可能かもしれませんが、きちんと線引きするのはなかなか難しいだろうなど。そうすると法人のほうに合理的な理由を言わせるかどうかなのですが、そこまで書くと今度はまた、合理的な理由とは何かみたいな話にもなりかねないので、それもやりすぎるとさっぱり簡素化されてないではないかと。

○梶川参与 せっかく延ばしたのに。

○高山座長 使われなくなってしまったら。

○高野事務局長 という悩みも生じるかもしれません。運用次第の話になるのですが。

○中田参与 でも1年間延長しろというのではなくて、できるという規定ですね。なので、だから、多額という非常に迷うので、事業の中で、単年度で解消できるものは引き延ばさないとか、そういうふうに書くと多分いいかなと思うのですけれども。

○高野事務局長 そうかもしれません。

○高山座長 十分単年度で消化できる場合は除いてということですか。

○中田参与 そうそう。

○高山座長 少し工夫していただければと思います。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 この件につきましては、皆さん賛成していただきましたので、これはこれでということで決めたいと思います。

それでは、資料3「収支相償の剰余金の解消」方法につきまして、事務局から、よろし

くお願いします。

○松前課長補佐 資料3について御説明させていただきます。「収支相償の剰余金の解消」ということで、現在ガイドラインでは3つの方法を規定しておるところでございます。

まず1つ目でございますけれども、「収支相償の剰余金の解消を翌年度の事業拡大等で説明する場合」でございます。ガイドラインでは事業拡大等により同額程度の損失となるようにということが1つ考えて記載がございます。現状の運用につきましては、特定費用準備資金の積立と予想外の事情の変化によって剰余金が生じた場合であっても、事業を通じて短期的に解消される見込みのあるものについては、具体的な解消計画を説明することによって、収支相償の基準を満たしているというような扱いをFAQでも示しておりまして、このとおりの運用がされているところでございます。

現在の中間まとめを出した後にいただいた御意見や意見交換会であった課題について、この剰余金の解消の事業拡大等で説明する場合に当てはまるようなものがあるということで、1つ課題としてここに挙げさせていただいております。

「公益目的保有財産の取得について」は、公益目的保有財産の取得として金融資産の取得を認められるケースとはどのような場合かというのが課題として挙げさせていただいております。

運用上は、事業拡大を目的として、必要な運用益を確保するために基本財産等で一定額の金融資産を保有することがわかるような計画が立案されている場合には認められているのではないかとこの考え方を1つ持っているところでございます。

(検討の視点) といったしましては、「○」と「●」で分かれておりますけれども、「○」は、認める方向の視点でございます。

公益目的保有財産を実物資産に限定していないため、認めない理由はないのではないかと。特に運用益を中心に事業を行っている財団法人においては、事業の拡大を図るためには、必要な措置ではないかという考え方が1つございます。

もう一方、「●」は、このようなケースは認めないというような考え方でございます。

事業の拡大が適切になされなければ、内部留保を無制限に積み増していく結果になるおそれがありまして、公益の増進という公益法人の制度の趣旨にそぐわないことになるおそれはないかというようなことでございます。

これらの考え方でございますけれども、もし取得を認める場合には、無条件で認められないので、以下のチェックポイントを確認することが必要ではないかということで、チェックポイントの例を挙げさせていただいております。

事業拡大の具体的な内容はどういうものか。

事業拡大が、事業計画等として法人においてオーソライズされているものかどうか。

また、事業拡大に際して、実物資産ではなく、金融資産を取得する必要性はどういった理由か。

運用する金融資産の内容。



運用する金融資産から生じる運用益の見込額。

運用益が事業拡大の財源として、合理的に説明できるものであるか。

もともと、また公益法人になっているところから、財源として剰余金を持って基本財産等の財産を増やすのではなくて、寄附金の募集がもともと活動として必要ではないか。それをしない合理的な理由は何かということをチェックポイントとして考えられるのではないかとということで挙げさせていただいております。

これが1つ目の剰余金の解消の方法として挙げられている中での課題でございます。

次のページで、2つ目が「収支相償の剰余金の解消を個別の事情で説明する場合」ということでございます。

これもガイドラインのところ、こういったケースも収支相償を満たすというふうに扱うという規定がございます。現状の運用で、個別の事情で認めているケースは2つございます。

1つ目が、特定の借入金の返済に充当するケースでございます。

収支相償の剰余金の解消理由として、基本的には費用で解消することが原則でございますけれども、借入金の返済に充当することも過去認めているところでございます。

ただ、認められているケースは、病院等一定の業種に限って、借入が先行型のような事業に限っているところでございます。

これを認めるに当たっては、委員会におきまして、メルクマールということで、これら3点を決めていただきまして、ここにあったものを認定していただいているところでございます。

次のページ、4ページでございます。「債務超過の解消に対応するケース」ということで、剰余金の個別の解消理由として認められている事例がございます。債務超過の法人は、基本的には、経理的基礎という認定法の要件がある中で、財政基盤の明確化という観点で疑義があるというところでございます。

ただ、債務超過の申請法人の中には、具体的な債務超過解消計画が存在して、これによって確実に法人として存続していくことが認められるケースもございまして、そういった場合には、申請時においてのみでございますけれども、認められたケースはございます。

個別の事情で認めうることとして、いろいろ意見をいただいているところで、ここで課題として認識したものは、その下に2つございます。

1つ目が、過去の赤字補てんについてです。

過去の事業年度で発生した赤字を補てんすることについて、当該事業年度以降発生した剰余金の使途として認められるか。

(検討の視点) ということで、「○」と「●」を書かせていただいておりますが、「○」は、民間企業でも、赤字の繰り越しが認められており、公益法人においても同様にその措置を認めるべきという考え方でございます。

「●」は、利益を出すことを目的とする民間企業と、公益事業を行うことが目的である

公益法人ではそもそも性格が違いますので、過去に赤字を出したからといって、それを埋め合わせる必要があるとはいえないという考え方でございます。

ここについてはどちらか御結論いただければと思います。

2つ目の「公益目的保有財産を取り崩した場合について」でございます。

これも先ほどの金融資産の積み増しというのと同じ考え方でございますが、やむを得ない理由により、公益目的保有財産を取り崩した場合に、剰余金を公益目的保有財産に充当することは認められるかということでございます。

(検討の視点) ということで、「○」でございますけれども、本来取り崩すべきではない公益目的保有財産の取り崩しを行っており、法人の安定的な運営のためには、その回復を図ることが望ましい、という考え方から認めるというような考え方でございます。

「●」は、認めないということでございますけれども、公益目的保有財産を取り崩しただけで、法人の継続的な運営に問題が生じているとはいえ、直ちに埋め合わせを認める理由にはならないのではないか、ということでございます。

次のページでございますけれども、これにつきましても、認めるというような方向で御結論いただく場合には、チェックポイントを以下のようなものが確認できることが必要ではないかということで挙げさせていただいております。

チェックポイントといたしましては、公益目的保有財産の取り崩しが不可避的なものであったかどうか。

現状の事業規模と比較して、金融資産の回復が必要なものであるかどうか。

運用益が事業の財源として、合理的に説明できるものであるかどうか。

機関決定された具体的な回復のための計画があるかどうか。

また、これも特定公益増進法人でございますので、財源として、寄附金を募集するのではなく、剰余金を用いてその回復を図る、これについて合理的な理由があるかどうかということでございます。

続きまして、次のページでございます。3つ目の「収支相償の剰余金の解消を特定費用準備資金の積立で説明する場合」がでございます。

これにつきましてもガイドラインで規定されているところでございます。

運用上、特定費用準備資金の積み立てで剰余金の解消を行われているケースがございまして、特にその中でも、赤字補てんのための特定費用準備資金も認められているところでございます。これはFAQでも出されておりますが、将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込や限度額の見積りが可能などの要件を満たす限りでは認めているところでございます。

運用上あった例といたしましては、事業規模の縮小への対応のために、事業計画の立案がなされている場合、資格検定試験の受験者数が減少することがあらかじめ予測できて、受験料の変動をなくすために将来の財源不足を見込める場合、こういったものが特定費用準備資金として積立を認めていただいているケースでございます。

次のページでございます。このような特定費用準備資金の積立をもって剰余金の解消理由とするところの課題として1つ、意見交換会等でもいただいた意見を参考にここで【課題】として取り上げさせていただいたものが1つございます。

震災等の際に、迅速に事業を行うため、資金を積み立てる方法として、特定費用準備資金を認めることは可能かということでございます。

「○」が可能であるという結論でございますけれども、一部の震災等については、科学的知見から、相当の確率で発生することが予測されるものがある。公益法人は、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業を行う法人であるため、震災等の場合、被災者への支援、復興等について公益法人の果たすべき役割は重要と考えられます。このような事業を迅速に行うためには、資金をあらかじめ確保することが必要であるため、特定費用準備資金の活用が適切ではないか。認める場合には、特定費用準備資金の要件のうち、発生時期が確定できないため、取り崩しの要件については検討が必要ということでございます。事業として法人が行う規模を考えている場合は認めてもいいのではないかとございます。

「●」のほうは、一方、認めないという結論でございますけれども、震災等は、公益法人だけが特別に対応するものではなく、営利企業であっても起こり得るものであり、無制限に公益法人のみに優遇をするのは、社会的な視点からバランスがとれないのではないかと。また、長期にわたり、十分に活用されないまま資金を留保しておくことになりかねず、現に税制優遇を受けている社会的な存在として、適切に責任を果たしているとはいえないのではないかとございます。

これにつきましても、「○」で、もしお認めいただく場合には、以下のチェックポイントを確認する必要があるのではないかとございます。

1つ目が、法人自身の復旧のための事業ではなく、不特定多数者のため必要な震災等からの復興のための事業であるかどうか。

2つ目が、本体事業と比較して規模はどの程度か。本来事業の安定的な実施を考えると事業費の2～3割程度ではないかとございます。

3つ目が、積み立てられた金融資産について、他への流用防止のため、目的外への利用を避けるための管理がなされているかどうかということでございます。

4つ目が、震災等の初動対応の事業ということが考えられるので、過去の震災等を参考に、金額については、合理的に見積りがされていることが必要ではないかとございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。結構盛りだくさんありますので、1つひとつ論点をつぶしていこうと思いますが、まず、今のお話の中で、1ページ目の課題として出ている公益目的保有財産の取得について、そこで金融資産は禁止されていないということで、公益目的保有財産として、翌年度の事業拡大の中の公益目的保有財産を取得するという話の

中に金融資産を入れていいかどうかというところがございます。

(検討の視点)としては、法律上禁止してないのでもいいのではないかとありますが、果たして本当にそんな無制限に認めていいかというところもがございます。この点について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、中田参与からいかがでしょうか。

○中田参与 このチェックポイントがありますが、このチェックポイントのいかんはまだ具体的に検討してないのですけれども、ある程度無制限にならないような要件をつけて認めるという方向でいいと私は思います。

○高山座長 長参与いかがですか。

○長参与 典型的な財団法人ですと、当然金融資産の運用益で運営していますので、認める方向でよろしいと思います。

○高山座長 上のほうですか。限定してないから、認めない理由はないということで「○」ですね。

○長参与 はい。

○高山座長 上倉参与。

○上倉参与 私も一定の要件を定め、要件は当然検討する必要があるかと思えますけれども、こういう要件を満たせば認めてもいいのではないかと思います。

○金子参与 金融資産から出る運用益の使い道が相当きちんとしていれば、元本の部分を金融資産の取得を認めることについてはいいと思います。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川委員 要件の定め方だとは思いますが。ただ、結構理論的に整理をした要件というのが割と難しいのではないかと。財源の問題と事業用途の問題と合わせるところもありますので、よほど留意をしないと、経過措置として持てる時間みたいなものもあるでしょうし、そもそもそういう資金調達、調達サイドと運用サイド一緒に議論するのは意外と難しいのではないかとこのころはあります。財団法人で規模を増やしたいのだったら、それは調達として増やすべき話ということも十分あるので、今、そこから出る果実を使ってほしいという思いが資金提供者には存在するという部分をどのように要件の中に盛り込むか。その裁量性をどこぐらいまで法人に認めていいのか。

○高山座長 2ページ目のところのチェックポイントあたりに一応入れていらっしゃるかと思いますけれども。

○梶川参与 はい。

○高山座長 小森委員から何か。

○小森委員 筋としては「○」が正しいのだろうと思うのですが。

○高山座長 筋はそうです。法律論からすると禁止していませんから。

○小森委員 理屈っぽいところがあって、無制限な増殖をいかに防ぐか、それと梶川参与がおっしゃられたように、資金提供者の意図をどこまで歯どめをかけるか。無制限の剰余

でどんどん膨らんでいくという事態は避けなければいけないし、出口としての事業拡大が保証されている中でやるのは当然のことだと思いますけれども、どこまで認めるかというところが難しいのではないかと。

○高山座長 最初の意図どおりにいかない可能性もあるので、ただ、法律論からすると、禁止してないので実物資産もいいのしょうけれども、無制限にはできないというのは、皆さんのお話のように財団法人という事例もありましたし、この点につきましては、「○」なんだけれども、無制限には積み増すおそれになるということで、原則「○」だけれども、考え方としては「●」でいくという形でもよろしいですか。どこかで制限していくと。制限についてのチェックポイントで足りるかどうか、この辺、もし何か御意見がありましたら、後ほど、これで不足する、あるいは多過ぎるといふことの御意見をいただければと思いますので、時間の関係もありますので、次に進みたいと思います。

今の借金の返済につきまして、3ページ目ですが、借金の返済、いわゆる借入金の返済に利益を使っていく、これは企業の場合はあるのしょうけれども、公益法人の場合にはそもそも論で借金についての制度設計はされてないので、これは外に出さないで、内部的な取り扱いとして認める場合もあるといふことは皆さん知っておいていただきたいと思ひます。

これはあるにしても、4ページ目へ行きますが、過去の赤字の補てんについて、これは実務界のほうから、どうしても認めてもらいたい。過去の損失に今回の利益を通算して認めていただきたい。実は懇談会の中でそういう表をつくってお見せになったといふ事例もありますので、これは実務界の中からは出ているので、我々も検討しなければいけないのですが、「○」と「●」、赤字の繰り越しが認められているのだから認めてほしいといふこと。「●」としてはそもそも論で、法律はもともと収支相償ですから、赤字でなければだめだといふことで、過去の赤字に埋め合わせるといふ考え方はないのですが、そうではないですかといふ「●」の考え方があります。この点につきまして、皆さんの御意見を伺いたいと思ひますので、中田参与から。

○中田参与 私は「○」の考え方でいいと思ひます。収支相償は赤字を出せといふのではなくて、中長期的な収支の均衡を決めているのだと思ひますので、利益を出すことを目的とするかどうかは別にして、赤字は切り捨てて黒字は使えといふことになるとう、どんどん正味財産は減っていき、最後はつぶれるといふことも当然の帰結になりますので、これは当然過去の赤字の繰り越しも認めるべきだと思ひます。

○高山座長 長参与、いかがでしょう。

○長参与 私も認める方向で、長期的な見地で収支均衡といふのが望ましいと思ひますので。

○高山座長 ごめんなさい、過去の赤字に充てるといふことでいいといふことですね。

○長参与 はい。

○高山座長 上倉参与から。

○上倉参与 私も同様でして、これを認めないと、中長期的にやっていけなくなるのは目に見えていますので、そこは認めないと存続できない法人が出てくるのではないかと思います。

○高山座長 金子参与から。

○金子参与 先ほど皆様からもあったように、単年度ではなくて、もう少し長いスパンで見た意味での収支相償ということで、過去のものを使うのはよろしいかと思います。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 皆さんと同じですね、流れの中で。私、よくわかってないのですが、もし埋めないという話の場合は、正味財産の残高が赤字になっているということなのか。

○高山座長 正味財産の残高、基本的には。

○梶川参与 埋めないというのは。

○松前課長補佐 基本的には収支相償は公益事業区分だけの話なので、ここで赤字だったとしても、法人が存続している限りは、ほかの法人会計とか、そういうところで財源を手当して、正味財産の全体的には。

○梶川参与 存在して債務超過になってないと、そういう意味ですね。

○松前課長補佐 はい。

○梶川参与 だから公益区分の正味財産が赤字のままでいいだろうと。ただ、そこに例えば剰余が出た場合に埋めないというのはどういう現象になるのかというのは、自動的に埋まってしまうような気がしたのですけれども、翌期に例えば剰余が出ました。正味財産が前期まで赤でしたと、公益区分の。剰余が出た場合、赤字と剰余を別に把握するのですか。

○松前課長補佐 B/S が、先ほどのようがないので、基本的にはその年々の。

○梶川参与 年々の分。

○松前課長補佐 はい。

○梶川参与 単年度での収支相償が剰余金があるという認定になってしまうという、そういうことの話ですね。ごめんなさい、わかりました。

○高山座長 そういうことです。

○梶川参与 済みません、ごっちゃになって。

○高山座長 ちょっと聞くと、それは気の毒だという部分もありますが、ただ、特定費用準備資金や資産取得資金、いろいろと収支相償をクリアするために、実際は黒字であったとしても、将来使ってくれということでひもづけをするという、将来に向かっての黒字の使い方を今まで議論していたのですけれども、過去の赤字に、将来に対してひもづけをしないで、過去の部分に対して充当するというのがいいのですかというのがこの議論だと思っています。

そういう意味では、1番の場合、過去何年分とか、そういう技術的な問題も出てきてまして、7年という御意見もありましたし、5年という御意見もありましたし、それにつ

いて理論的に補強できるかという問題もある中で、皆さんにお聞きしているのですけれども、皆さんの中では「○」が多いかと思えますけれども、小森委員からは何か御意見はありますか。

○小森委員 私、驚いたのですけれども、皆さんが「○」ということで、今までの空気からすると、あれ?と思ったのですが、議論の筋からすると「○」はありかなと思うのですが、今までの運用なり考え方は単年度で出た剰余は、将来使ってくださいということなので、むしろ今までの制度設計なりの考え方は「●」に限りなく近いのではないかと考えていたのですが、今、議論を伺ってびっくりしたのですけれども、筋としては確かに中長期で帳尻合わせてやっていくというのがいいと思うのですが、過去の赤も通算するということを見ると、お金があるのに使わない。剰余が出たのですかということになってしまうわけなので、果たしてどうなのかという疑問を今感じたところです。

○高山座長 私の進行が悪かったのかもしれませんけれども、その辺も、もともと赤だというふうに言ったとしても、資金的にはどうなるか。減価償却の部分ありますから、本当に資金がなくなっていくかという、そうでもない場合もありまして、これは非常に難しい部分があります。ただ、過去の部分も通算していくと、そういう意味では将来に対して一生懸命今までひもづけをしたり、ぐるぐる巻きにしていた部分が緩やかになっていくという作用があります。ただ、これは実務界からすると大歓迎の話だと思ひまして、ですから非常に難しい話だと思ひます。

私もこう言いながら、皆さんの御意見が「○」になっていったので、そもそも論として、公益にどんとん使っていただくという部分について、逆行とは言わないのですけれども、随分楽になる部分があるのですけれども、それでよろしいでしょうかという、小森委員のお話。

○小森委員 あと、「白」の主張なのですけれども、民間企業でも、赤字の繰り越しが認められているという、少し違和感を覚えるのですけれども、理屈。

○高山座長 税務署のイメージだと思うのですね。繰越欠損金の。

○小森委員 この主張をしていること自体は承知しておりますけれども、案外弱いのではないかという感じがしました。

○長参与 公益目的事業会計でも、基本的には正味財産はプラスであるべきだと思ひていて、長期的な財務生存力を見た場合はプラスでない生きていけない。当然債務超過なんていうのはあり得ないわけですので、健全な財務生存力を発揮して、公益目的事業をやってほしいということがありますので、過去の赤字を埋めるということもありだと思ひますね。

○高山座長 そうも考えられると、黒字になった場合ですね。

○長参与 はい。

○高山座長 ただ、小森委員がおっしゃったように、それは今までの議論の中だと、将来に使おうと思えば使うですから、それが何年先かもしれませんけれども、将来使ってください

さいという特定費用準備資金なり資産取得資金なりにひもづけていたので、遊休財産では入ってくるのでしょうけれども、要らなくなってくるわけですね。過去の部分に充当したという説明でいいわけですから、それが実務界の要望をそこまで受けていいのかという部分もあって、すごく悩ましいのですが。

○金子参与 少ない事例かもしれないのですが、ある年に物すごい、ことしは異常な事態が起きているということで、大量にお金を使ってしまってすごく赤になって、正味財産が物すごく落ちている。でも次の年もまたその状況で、去年の物すごい赤は忘れて、ことしはとんとんにしなくてはいけないというと、怖くてその年に、例えばあるすごい災害みたいなものが起こったときに、物すごい赤を逆に出せなくなるということで、活動のほうを引いてしまうという面も、少ない事例だとは思いますが、考え方としてはあり得ると思うのですね。来年以降、仮に今年度は物すごく出るけれども、こういう異常事態が毎年は続かないから、ことしは大幅に赤でもいいから、その救援活動に使うのだというようなことを促進する役割は、事例として実際は少ないかもしれませんが、考え方としてはあり得るかと思うのです。

○高山座長 なかなか答えを出しづらいのですけれども、どうすればいいか、少し弱っていますけれども、そういう状況を踏まえても「○」ですか。上倉参与。

○上倉参与 「○」で書いてある理由づけが弱いというのは、小森委員おっしゃるとおりだと思いますけれども、結論としては、これを認めないと本当に存続の問題、公益目的活動をやるに当たって萎縮してしまうのではないかと思います。どんどん縮小均衡していくおそれがあると思いますので。

○高山座長 ただ、ここは大きく踏み出すかどうかなんですよ。そういう制度設計の部分を超えて、実務界のある意味、困っている部分の叫びですね。そういうものをどこまで入れていいかというところだと思うのですけれども、梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 私、先ほどお聞きしたところとも関係するのですが、これは赤を出すことをある程度想定して出されるというのか、そのところは少し歯どめではないけれども、関係あるのかなという気がすごくするのですね。そもそも先の分を使って費用にするみたいな特定費用準備金、要するにガバナンスが効いているということが、経営意思どおりに使っていくことを会計の期間費用ではないところまで収支相償に入れてきているというところもあるものですから、ただ、偶発的に出た赤が、何でもかんでもいいかみたいなことというのは、別に今、座長がおっしゃられたので意見を変えるという部分ではそれほどないのですけれども、当初から赤字が出そうであれば、それは事業計画ではないのですけれども、きちんとしたガバナンスを効かせて赤字なのだということを途中ででも表現をする方法論みたいなことはあってもいいのではないかと思います。すごく感じるのですけれども、普通の営利企業などと違って、使わなければ使わないで済んでしまうわけですね。

○高山座長 そうです。

○梶川参与 どうしても赤字が出ざるを得ないという話は、普通の営業している場合と違



うのではないかと思うのですね。営業の場合にはリスクにかけて、もうかると思ったら赤字が出てしまったということがあっても、こういう事業は支出制限というのはかけやすいわけですから、思ったより寄附が集まらないから、事業規模を、その辺、次期以降に埋め合わせるのだという趣旨をあらかじめ、だから剰余金を繰り越す話と結構裏表みたいな話だと思うのですね。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 赤字が出て黒字が出るという事業計画を認めるかみたいな話に私は思った。それに近い形、黒字が出て赤字ということですね、特定費用準備金。順番、逆に赤字が始まって黒字になると。

○高山座長 そういうことです。

事務局長、何か御意見ありますか。

○横山事務局次長 私、来て1か月なのですが、もともと公益事業であっても、法人税法の課税の対象になっているのですけれども、そうした公益事業であっても、収支相償をするという、そういうことをもって、本来、課税事業であっても非課税になっているという、そういう取り扱いになっています。こういう過去の赤字について補てんするということは、財政当局から見ると、本来だと黒字上がっているのに、過去に赤字があるのだから、今年度は収支相償をしていなくても構いませんと、そういうふうに見られると思うのですね。それを財務当局が果たして認めてくれるかというところがあって、これは過去の赤字までさかのぼって、その年度は収支相償をしなくても構いませんということになると、かなり大きな解釈の変更になるのではないかというのを少し危惧しております。

○高山座長 ですから、これを言い出した方は、税務上の法人税の繰越欠損金というのが頭にあって話している議論です。今、梶川参与おっしゃったように、普通なら黒字をして、その黒字を将来赤字をするからというふうにやっていく話なのに、黒字が将来使うよというのではなくて、過去の赤字に当てはめるということで始まっていくわけであって、少し今までと全く異質な議論になってくるということは確かな話なので、大変大きなところなのですけれども、認めてあげたいのはよくわかるのですけれども、制度設計上本当にもつかどうかですね。そこも考えながらやっていかなければいけない部分がありまして、今、次長おっしゃったように、もともと公益事業がなぜ課税されないというところは、これは収支相償だ、それが確保されるのだから、というもとの出発点な部分もありますから、これは課税当局との調整も必要になってきますので、私も大変そこが先ほどから困っていることなのですけれども。

○高野事務局長 正面から言うと、収支相償の定義を変えていることになるのではないかと思うのですね。先ほどの資料2のところでも若干あいまいなところがあったのかもしれないのですが、計画提出を1年間じっくり考えさせて、1年間遅らせるということで、1年前の時点では黒字があったものが、検討期間の当該年度の間に、これは若干マイナスならマイナスが出ると、事実上はそこが相殺される部分があるかないかという話、これはそ

れとはまた別に、過年度にさかのぼって、公益目的事業会計だけ見れば赤字が続いておりました。その赤字は累積幾らであって、今度の黒字で相殺しても、なお赤字が残っておりますから、ことしの黒字は構わないではないですかという話は、多年度、中長期での収支均衡が趣旨なのだといえれば成り立つのかもしれないのですが、利益分配の禁止だけではなくて、公益目的事業会計で利益を上げないことと、収支を逆転させないことが法律のたてつけになっている以上は、極めて限定的な、資料2のような場合はともかくとすると、収支相償の意味合いを正面から変えてしまっているのではないかという危惧がある。

もう一つの話は、赤字補てんということの意味合いが、税とのアナロジーで言っているのかもしれないのですが、それは利益を上げて税金を払うことが前提になっている法人とそうではない法人の違いを余り区別してない議論になるので、今のままの理屈だけではなくか乗り越えられないところがあるのではないか。もう少し違う理屈立てがあって、公益法人においてもというのがあるのかもしれないのですが、それは、今、4ページに書いてあるだけではまだ弱いのではないか。

具体的には赤字の補てんという意味合いが、収支相償の計算の意味以上には、ここではこういう取り出し方をしてしまうとなくなってしまうので、黒字の解消策が公益目的保有財産の取り崩したものの回復とか、そういうことで具体的に説明できるなら、それはそれで具体的に出てきた黒字の資産をどう処理するのかという問題の中で処理できるかもしれませんが、過去の赤字の補てんというのが、収支相償原則の定義変えを正面から掲げているだけになってしまっている、そういう論点になっているのではないか。非常に気になるので、もう少し理屈立てを考えて、場面を限定すれば整理可能かもしれませんが、なかなか営利会社との比較だけで議論するわけにはいかなさそうに思うのですけれども。

○高山座長 そうすると、この件につきましては、当然国税、財務省との鋭い意見の対立を生むところなので、誰が見ても、うん、そのとおりだ、というような御意見が各参与の方たちから出てくればまた別なのですけれども、それが出てこないならば、なかなか持っていきづらい部分だと思います。

○長参与 先ほど金子参与が言われたように、緊急性があって、必要性があるものは認めてもいいと思うのですね。それが特定費用準備資金ですと、今後の赤を見込んでこれを積み増すということは、計画内の赤はオーケーで、そうすると過去の赤字は認めないというのは、計画外の赤は認めないということになりますので、それが当年度起きて、当年度は予算過ぎていきますので、それで緊急出動できないのかということですね。それが公益目的事業に合っていて、やる必要があるのだということだったら認めていいと思うのですね。そういう計画外の赤、当年度起きたものに関してはいいのかもしれない。それが過去何年間というのは、確かに計画外で放漫な経営の運営の結果というのは当然認めてはよくないと思います。もう少し検討して、ある程度認める方向もいいのかもしれないですね。計画外のものが全くできなくなる、緊急性のあるものができなくなるということですね。

○高山座長 今までは資料2のように、黒字が出たら1年といわず、数年間かけて使って

くださいという方向だったのですが、今の考え方は、使わなくても過去出てしまった計画外の大赤字を埋めさせてくださいということですか。

○長参与 はい。

○高山座長 そこについてなかなか、わかるのですけれども、その辺をどう表現するかというのがありますので、また、それを認めて、もともとこの制度がもつかどうかというところも皆さん検討していただきたいのですけれども、それでも効くかどうかですね。それでも行くべきですか、中田参与、どうですか。

○中田参与 公益目的事業しかやってない法人は、今はまだ制度がスタートしたばかりですから、それほどではないのですけれども、費用は本当にかさんでいますし、今、運用益がいいので逆にとっておきたいという希望がすごく強くて、今後どうなるのだろうと不安なのでとっておきたいという気持ちがすごくあるのだと思うのですけれども、実際これをずっと長い間やっていたら、公益目的事業しかやってない法人が、収益事業やっていて、たっぷりお金があるところは全然別なのですが、かなりつぶれていく法人が多いのではないかとというのが私の実感ですから、何らかの手だては必要なのではないかと考えております。

○高山座長 そうすると今の中田参与のお考えだと、公益目的事業に限定して、そういう企業で将来の存続性ですか。

○中田参与 そうですね。

○高山座長 というところが出た場合ですか。本当は一生懸命寄附をしていただいて、過去の赤字は埋めていくべきなのでしょうけれども、そういう御意見ですね。

○中田参与 実際問題寄附はそれほど集まらないのが普通ではないですか。

○高山座長 計画外の損失はためておきたいと。

○中田参与 結局自主独立でやらなければいけないわけですから、寄附も来ない。そうすると何かしらキャッシュを得られたときは特定しておきたいというのがあるのでしょうか。

○高山座長 収益事業をやっていて、法人会計もジャブジャブお金がありますと。ただ、公益事業だけが赤字がたまたま黒字になったということを経営の分を認めるかということと、またいろいろなケース・バイ・ケースで違うのでしょうか。それをどうひもづけて縛れるかということだと思うのですが、これは少し時間ください。きょうは結論出ないので、また今後議論の中で、過去の赤字補てんについては議論したいと思います。これは実務界からは大きな要望だったので、今回途中ですけれども、ここまでとします。

○梶川参与 済みません、よろしいですか。

○高山座長 はい。

○梶川参与 逆に計画された赤字みたいなもので、その次に寄附期間になるとか、そういうもので、先に向かって収支をとっているところがあるのですが、そういう発想で過去に計画されて1期とか2期とかでカバーできるみたいな話というのが、どういう観点で考えたらいいかというのは、私が先ほど少し座長に申し上げていた、来期になれば収入がある

と、明確だった場合の事業施行の時期みたいなものが、この収支相償の考え方に全く反するののかというところは少し。私の場合、突発的な赤字ではなくて、むしろ。

○高山座長 梶川参与は、わかった中での赤字が出て、翌年度黒字になると。この赤字は翌年度黒字になるからということが計画されているような、大赤字。

○梶川参与 大赤字みたいなものは何か考えられないかという、当初から、ですから承認なり届けなり何なりを得られるような話の場合に。

○高山座長 事前に計画するということですか。

○梶川参与 事前に計画された、収入時期がずれるか、どうしても前倒して施行せざるを得ないかみたいな。

○高山座長 後出しじゃんけんではないということですね。

○梶川参与 後出しじゃんけんではないということです。後出しじゃんけんは絶対に過去、用途。

○小森委員 それは筋のいいことですね。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 マネージされないものに使ってしまうので。

○高山座長 前年度以前にしっかりと黒字が将来計画された中での黒字ですかということですか。かなり難しい話ですね。

○中田参与 特定収益準備資金ですね。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 特定収益準備資金みたいな、そういう部分に近いです。ここの収支はすごく経営意思の表現の部分を取り込んでいるものですから、もともと費用のほうも、将来費用を当期の収益に入れているという、だからその要素は。

○高山座長 それだけのことができる法人だったら、計画された黒字は将来きっと赤字で消化できるような、そんな法人になるかもしれませんからね。

○梶川参与 もちろん。

○高山座長 筋は悪くないので、民間からの要望について、かなりハードルを高くして、こんなのですかというのを持っていくのがいいのかもしれませんが。それもまた財務省がどう言うかというのがありますので。

○梶川参与 もちろん時間とか時間軸とか、5年も前からさかのぼって、10年後の利益で、そうすると単年度の収支相償は全然どうでもいいのだみたいな、10年計画立ててやりますかみたいな、それは違うでしょうというのは、私もそう思うのですけれども、ただ、例外的に。今、言われたような震災などの時期に資金をかなりの確率で集められるみたいなことがあったり、ファイナンス期間と施行時間がずれてしまうみたいなことは、事と次第によってはあるかと。

○高山座長 わかりました。そんなような、いい考え方を、皆さんのほうから募集しますが、おもしろい考え方を募集しますので、民間からの要望かなりありましたので、門前払

いするわけではなくて、制度の趣旨を反しない中で、ぜひ皆さんいい考え方を出していただければと思います。

それでは、お時間もありませんけれども、時間的には厳しくなってきましたが、次の公益目的財産を取り崩した場合につきまして、実はこの議論、それ以降の議論というのは、考え方としては、だめだけれども、全部だめではないよという形で書いてあります。例えば1番目として、取り崩した場合、充当するから、これは認められませんとなっているのですけれども、黒字としては、このチェックポイントを満たせばいいのではないですかというような書き方。

次の7ページは大きな話なのですが、震災の場合、将来的な資金を積み立てることについて認めていいかということなのですが、認めていいという意見。そして「●」としては、それは無理ではないですか、という意見です。こういう形で書いてあります。ただ、チェックポイントを出しながら、それについて制約をしていくというようなアプローチになっております。

時間も、これはどちらをやったらいいですか、事務局どうですか。この後、行きますか。それともここを完結させてしまいますか。

○松前課長補佐 そうですね。

○高山座長 これを完結させましょう。4ページですけれども、公益目的保有財産取り崩しですけれども、「やむを得ない理由により、公益目的保有財産を取り崩した場合に、剰余金を公益目的保有財産に充当することは認められるか」ということで、検討の視点としては、「本来取り崩すべきでない公益目的保有財産の取り崩しを行っており、法人の安定的な運営のためには、その回復を図ることが望ましい」ということで、これは認めるということ。

「●」としては、それは認められないけれども、チェックポイントを満たす限り、認めてもいいのではないですか、そういうアプローチです。

どちらも認めないわけではないですけれども、無制限に認めるのか、制約的に認めるかというアプローチになっています。

それでは、中田参与から、どちらがいいですか。

○中田参与 これは収支相償と関係ある議論ですか、そうではないですか。

○高山座長 これは収支相償の。

○中田参与 剰余金を公益目的保有財産に充当することというのは何か制限がありますでしょうか。

○高山座長 だから、このプラスを取り崩した公益目的保有財産に埋め合わせるということですね。これはプラスの収支相償の解消理由として、過去取り崩した。

○中田参与 収支相償が関係することですか。

○高山座長 関係します。プラスになった場合ですから。

○中田参与 ということは、前の1ページの議論と関係があるということですね。

○高山座長　そうです。

○中田参与　わかりました。取り崩した後に、私は限定つきというか、制限つきで認めてもいいと思っています。

○高山座長　長参与、いかがですか。

○長参与　チェックポイントを満たせばいいのではないですか。公益目的保有財産を取り崩した、そのときは赤になるということですね。次は黒になって、それを積み増すということですね。

○高山座長　そうです。

○長参与　基本的に私は同じです。長期的に均衡するので。短期的に均衡するという話ですね。

○高山座長　チェックポイントを満たさなければいけないということですね。上倉参与いかがですか。

○上倉参与　公益目的保有財産を取り崩す状況で剰余が出るのかという、少し矛盾した状況なのではないかと思うのですけれども、多分短期的な事象なのだろうなど。そうすると自動的にチェックポイントがほぼ満たされるのではないかという気はしているのですけれども、そういう意味で、チェックポイントを満たすのであれば、認めて問題ないのではないか。

○高山座長　金子参与、いかがですか。

○金子参与　上倉参与がおっしゃったように、著しくジェットコースターのように業績が上下するというケースなので、チェックポイントをきちんと具体的に定めて上で認めてよろしいかと思います。

○高山座長　梶川参与、いかがですか。

○梶川委員　私も認めます。

○高山座長　小森委員はいいですか。

○小森委員　御趣旨に賛同いたします。

○高山座長　ありがとうございます。こちらについては、チェックポイントを満たす場合に限りオーケーという形にしたいと思います。

それでは、7ページ目、これも実は懇談会のおきに出てきた問題なのですけれども、震災等がこれから起こるだろうと。それだけ天変地異が起こっている中で、迅速に事業を行うということで、事前に資金を積み立てて、それを特定費用準備資金にしてもいいかということ。これはまさに収支相償の話になるのですが、プラスが出て、将来、震災が起きたときに、立ち上がりとしてお金を出していくというやり方を認めていくのはいかがなものかということです。

(検討の視点)としては、上のほうとしてはいいのではないかということ。下のほうは、それはだめではないですかという話です。上のほうも無制限に認めるのではなくて、チェックポイントを満たすという意味での認めるという考え方です。ただ、このチェックポイ

ント、なかなか難しい部分もあるのですが、これに限り認めるという立場です。この辺は非常に難しいところなのだと思うのですが、中田参与から。

○中田参与 震災のときに、本来の事業と関係ないことでお金出した法人はたくさんあるし、それを国のほうも応援したという経緯があると思いますので、要するに何をやるかということを明確にして、チェックポイントの中に入っていると思いますが、チェックポイントをきちんと明確にして、これを積み立てることはいいのではないかと思います。

○高山座長 長参与からいかがですか。

○長参与 心情的には認めたほうがよろしいと思うのですが、日本じゅうどこの法人でも基本的には該当しますね。そうすると、お金がどんどんたまってしまう可能性はないのか、そこが一番心配なのです。趣旨は非常にいいとは思いますが、それは全法人対象ですね、可能性あるのは。

○高山座長 そうなのです。できる法人は限られてくると思うのですが、

○長参与 余裕のある法人はできて、そうでないところはできないだけということになってしまう。

○高山座長 上倉参与。

○上倉参与 私もどちらかというと否定的なのですが、そもそもそういう震災等が発生した状況で、公益法人でそういう役割を求めるのかどうかというところにもよってくるのかなと思うのですが、これを認めると乱用されるおそれはあるかなとは。

○高山座長 だからチェックポイントがあるのでしょうか。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 以前も一度出た話かと思うのですが、あらゆる法人が対象になるということで、そうするとこのチェックポイントの4番のところの「信託財産」というところはかなり具体的に決めなくてはいけなくなってくるということと、そうすると「震災等」という、どういときにその信託財産を引き出せるかというところの「等」に、何でも引き出せるようになってしまうと、実質的に信託財産の意味がなくなってしまうので、この「等」のところもきちんと決めて、どういう場合に財産を出せるかということと、きちんとその資金が内部ではなくて、外部拠出されている形に、どうやってそれを区分管理を担保するかとか、そういったいろんな付随的な問題が出てくるかとは思いますが、総論としては、かなり限定的であるにしても認める方向で行ければと思います。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 私は難しいと思います。要件をやればやるほどまた難しい要素は、気持ちはすごくわかるのですが、会計の引当金ほどの画一を求めるものではないと思いますが、こういう確立事象のことを社会制度に取り込んでくるということは極めて難しい話かなという気はする。そうするとほかのことはどうしていけないのかという話にもなりかねない。震災は非常にわかりやすい例なのですが、これと同じようなことは、いろんなことが考えら

れる話になって、かなり難しいと思います。

○高山座長 小森委員からは。

○小森委員 筋としては美しいのですけれども、ただ、これを認めないという結論を出してしまうと非常に世間的にはまずい。だからぼやぼやとした。

○高山座長 認定等委員会が震災のときにバーンと出しましたから、それとは反しますね。ただ、認めるのは、先ほど言ったように、すべての法人に対して平等に認めていかどうかとか、それは非常に難しい部分もありますし、筋は本当に美しいのですけれども、技術的には難しいのかなというのがありますし、保険、共済という制度もありますので、各人が本当はそういうものに対して、保険なり共済に入って、そういう震災等については自らが守るということが大前提の中で、公益法人にどこまで期待していかどうか、すごく難しいですね。

○梶川参与 そうです。基本指針のガバナンスの中に置く資金の話ではなくて、今、言われた共済かもしれませんし、本当に政府機関でないけれども、ガバナンスを自分で拠出する資金であれば、そういう発想は社会公益的にあるとは思いますが、何とか基金に拠出するみたいな、自分自身の組織の中にそれを置いておける理屈というのは、なかなかそれは、税法上であろうが、収支相償上であろうが、会計上であろうが、どこで歯どめを切るかが本当にわからなくなってしまいそうな。

○中田参与 こういうことを事業目的にしている法人はあり得ますね。どうでしょうか、震災対応のときに何か活動するとか、そういうことを事業目的にしている法人もあるように思うのですけれども、そういうところは、逆にある程度いいのかなと思うのですけれども、すべての法人にやると、本当にやるのだろうかというのが確かにありますね。その分だけお金がフィックスされて、公益活動に使う資金は減りますから、全部に認めるのは少し問題はあると思います。

○高山座長 皆さんの御意見は、話はわかるけれども、なかなか難しいですかねというところなのでしょうけれども。

○小森委員 御質問のあった、問題提起をした法人は医師会。

○高山座長 医師会を見ている名古屋のトウシマ先生という会計士の先生からお話があって、本当にやるのですけれども、いかがですか、というお話だったので、やる意思がある法人はあるのだと思いますが、そういうところが、個別的に運用の中でやってもらいますか。大きく出すと、皆さんが、私も、私もとやりそうな、そういう何か脱法的に使われるおそれもあるので、なかなか難しいところだと思うのですけれども、かといって、これだけ天変地異がありますと、7ページの下から2行目に書いてありますが、まさに初動なのです。初動でお金はなかなか出ないので、国のほうも3か月、4か月かかってきますので、この初動というのは非常に大切な部分があって、そういうための事業としては要るのかなというのはあるのです。ただ、実際運用になると難しいですか。

○梶川参与 今、中田さんおっしゃられたことでも、医師会の話でも、それが本当にメー



ン業務で、震災等の「等」が、ある意味では経常的に起こり得る災害に対して、常時それが主たる公益事業として支援活動を行われているというような場合には、ここに書かれている、いわゆる震災をイメージするような話ではない、ありとあらゆる災害に対する救助活動をメイン業務にしているということになると、それはまた、この話ではなくて、事業計画の立て方とか、そこに確率論がある程度入っているという話の中で、特定費用準備資金に近いような。

○高山座長 持っていってもらうということですね。

○梶川参与 持っていってもらうことは十分できるのではないかと思うのですが、この確率のところの率の問題がすごくあって、水害にも行きます、もちろん地震にも行きます、風水害すべてそういう緊急活動に出て行きますみたいなことが、公益法人の主要の役目ないしは附帯的に主要な役目だったりすれば。

○高山座長 そういう法人は多分地域というのが入ってきて、全国だったら、結構確率的には毎年起きていますからやってくれるのでしょうけれども、その地域でということになると。

○梶川参与 その地域だと、どうしても確率の。

○高山座長 なかなか確率的に難しいですね。

○梶川参与 はい。震災誘因であるものの確率はとれないと思うのですね。

○高山座長 筋が、そういう意味ではいいお話だったと思うのですが、これももう少し皆さんのほうでもんでいただいて、だめというのもなかなか難しい部分があって、今みたいな議論がもう少し出てきてほしいと思いますので、この点につきましても、もう1～2回もみたいと思いますので、資料3は以上でございます。

どうでしょうか。行ってしまいますか。きょう、進め方が悪くて済みません。まだ、資料4と資料5があるのですが、これはどれぐらいで終わりますか、30分ぐらいで。

○松前課長補佐 前回は議論していただいているところでございますので、30分かかると思います。

○高山座長 行ってしまいますか。済みません、もう30分お時間いただいて、そこで、梶川参与、大丈夫ですか。

○梶川参与 私、15分ぐらいで、済みません。

○高山座長 15分で。

○梶川参与 15分ぐらいに私は失礼させていただきます。済みません。

○高山座長 それでは、資料4、5につきまして、事務局が先ですか。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 お願いします。

○松前課長補佐 資料4について御説明させていただきます。前回は御議論いただいておりますけれども、指定正味財産の範囲についてでございます。どの程度の制約が課されていけば指定正味財産として取り扱いをしていいのかという明確な基準が示されていない中で、

こういったケースを認めていこうかということでございます。

1つ目でございますが、「使途の制約」の区分で考えられることを列挙しているところですが、1つ目が、寄附等について、「明確に具体的な使途が定められている」ことを必要とするか。

2つ目が、単に「公益目的事業に使ってくれ」という寄附金は、指定正味財産には当たらないとすべきか。

3つ目が、使途が具体的に定められている場合にも、法人の事業全般にわたるような場合はどうか。例えば、研究事業のみを実施している法人について、「研究に使ってくれ」という寄附金は指定正味財産にいえるのか。

4つ目が、法人が公1、公2……とって複数の事業を行っている場合、そのうちの複数の事業についての寄附金は、指定正味財産に当たるのかということでございます。

5つ目が、複数の事業についての寄附金を指定正味財産とした場合、個別の事業への配分は、法人が決めるのか、あるいは、事業ごとに按分する、寄附された年度の費用の割合に従うなど、一定のルールに従うべきか。

次でございますが、特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合、当該寄附金を金融資産の購入に充て、その収益を当該事業に使うことが許されるか。どのような場合に、その収益を運用の原資として利用することが許されるのか。

次が、特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合、適切な事業対象がないなどの理由により、支出せずにいることは許されるのか。そういった場合にも遊休財産には当たらないのかということでございます。

2つ目の「その他（保有形態の制約、処分の制約）」の事項でございます。

1つ目が、保有自体を目的として寄附された財産について、現に利用されていなく、また今後も利用する予定のないものも指定正味財産としてよいか。遊休財産規制との関係で議論になったところでございます。

次のページでございますが、保有形態を株式等で保有し続けることを指定された指定正味財産について、取り崩して事業に使うことは全く許されないのか。また許される場合があるとすれば、どのような場合か。

次が、処分の制約は、言い換えれば維持に関する制約であり、一定時点までの維持することの制約である。保有も保有し続けることの制約であり、処分と維持・保有との違いをどのように考えたらよいかということでございます。

続きまして、指定正味財産については、一度指定正味財産に区分された場合は、使途の解除をされるケースを考えなければなりません。そういった解除されるケースはどういったケースであるかということでございます。

1つ目が、使途に制約がある場合には、使途に指定された目的に費消されたとき、例えば、奨学金支給事業では、奨学金として給付したとき、これを解除のときとみなすということでございます。

2つ目が、保有形態に制約がある場合には、保有形態が変化したとき、例えば、株式で保有するような保有形態の制約があった場合、売却して、他の金融資産に変わったとき、これを使途の制約の解除と見るかということでございます。

なお、建物等の償却資産を寄附され、保有形態に制約がある場合には、減価償却費が計上されるときに年々解除されていることとして、現状も実務指針に従って運用されているところということでございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。この指定正味の件につきましては、上倉参与から考え方について、これは確認と考えればよろしいのですか。

○上倉参与 資料5につきましては、前回も提出させていただいて、少し会計士協会で、公益法人の分科会がありまして、そこで専門委員の皆さんの御意見を反映させたものになっています。いろいろ書いてありますけれども、結局は先ほど事務局から説明がありました資料4に行き着くのですが、少し説明が必要かと思うところは、3ページの一番下のところ、「また、次の事例のように、振替えるべき金額の具体的な算定が不明確な部分もある」ということで、①、次の4ページ目に行きまして、②、③と事例を示しています。これに対応する事例が、次の5ページ目の【設例1】、6ページ目の真ん中あたりの【設例2】、7ページの【設例3】ということでも3つ設例を示していきまして、これは何かといいますと、会計士協会の中でいろんな実務に携わっている方がいらっしゃいますけれども、その中で具体的にこういう事例が出てきたときに処理に悩むということでも出されたもので、それに対する具体的な会計処理がここに示されています。これが、先ほどの事務局の説明と毛色の違うところになっています。

それともう一点は、4ページの下のところの「なお」書きのところでも、これも会計士協会でも意見が出たのは、指定正味財産とするに際して、「指定の旨が文書で残っている」、「寄附者に対して報告されているかどうか」といったような幾つかの要件を定めて、先ほどもチェックリストのようなものがありましたけれども、チェックリストのようなものを用いて入り口の部分で定めたほうがいいのではないかという意見がかなり多かったものですから、それで4ページの下ところに載せてあります。

会計処理のところの確認で少しだけ確認させていただきたいのですが、5ページ目のところに【設例1】が出ていますけれども、これは建物取得をするために寄附を募るわけですが、寄附より先行して借り入れをして建物を取得していくというような設例になっています。寄附される年度も、26年度～28年度、3年間にまたがって寄附がされるような事例を設けていきまして、各年度に寄附されたものが、指定正味財産から充当された分ですというような考え方をとっていきまして、さらに寄附された年度から残存の耐用年数に従って指定を解除していくというような設例を設けています。

具体的には、一番下にA3で横書きで数字を示していますけれども、詳細な説明は別にここですつもりもありませんが、要は基本的には減価償却に応じて指定が解除されてい

くというような考え方をとっています。後の年度から寄附された分については、残存の耐用年数で振替えをしていますというようなところが1点です。

もう一点は、この建物は基本的には借入金で取得されているわけですが、財務諸表の注記の部分で、この建物は特定資産になっていますが、特定資産の財源を注記する部分があります。この建物は借り入れで取得されていますけれども、負債に対応する額はゼロというような考え方をとっています。5ページが一番下のパラグラフのところに書いてありますが、「負債に対応する額に記載されるものは、例えば、退職給付引当資産や預り敷金積立資産など負債の支払いに直接充当されるものに限定されると考え、ここでは特定資産の財源を負債対応と考えるのではなく、指定正味財産から充当されたもの以外については、すべて一般正味財産から充当されると考えている」ということで、ここを確認していただきたいというのが2点目でございます。

○高山座長 ここは協会の中では十分検討していただいた結論と考えてよろしいですか。

○上倉参与 協会ではほぼ合意が得られたといえますか。

○高山座長 これは協会ではペーパーとしては出される御予定なのですか。

○上倉参与 それは、今後御相談といえますか、認定等委員会のほうと御相談なのではないかと思えます。

○高山座長 場合によっては、認定等委員会のほうから出す場合もあるし、場合によっては協会のほうからの、昔の実務指針、Q&Aという形で出す予定もあるのですか。

○上倉参与 その辺はどうなのでしょう。

○高山座長 できれば、そうしていただくとすごくうれしいのだけれども。確かに悩ましい。でもそもそも借り入れで、返済原資はどうされるのですか。5ページ目の事例なのですから、借り入れで。

○上倉参与 この事例は、返済原資は後からもらう寄附ですとか、もともとの手元資金も若干ある。

○高山座長 収入が上がったときに、その収支相償を思ったのですけれども、大丈夫という。

○梶川参与 先ほどの病院とか特例は何かかんとかという以外に、一般的に大丈夫なのですか。

○高山座長 そもそも論でこういう事例を出してしまうと、ケースとしては考えられるのでしょうけれども、借入金を返済する原資を、自己資本でやっていくとプラスやらなければいけないではないですか。でも外から持ってきたときには寄附金収入が出て、この収入はずっと収支相償違反になる、収入になるのですね。

○上倉参与 ただ、私の理解ですけれども、必ずしもこれは公益目的事業に限った話ではなくて、当然この建物を使って収益事業を行う部分もあるのではないかと思っていますので、余りそういう財源を。

○高山座長 これは実は先ほどの事例とまさに似ているのです。借入金で公益目的の貸借

対照表に載ってしまうのですね。この借入金、公益部分については。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 これは返していかなければいけないではないですか。大丈夫という感じがするので、事例として出せるかどうかですね。

○上倉参与 ただ、これは一部収益事業だと考えた場合には。

○高山座長 でも公益の部分はどうするの。借金の財源は本当なら剰余しかないじゃないですか。減価償却と剰余なのでしょうけれども。

○上倉参与 はい。

○高山座長 この事例はすごく難しい事例になると思うのですけれども、出して。疑問はわかるのですけれども、今までずっとお話したところの事例に当たってしまいそうな気がするのです。

○梶川参与 奪回目安のスケジュール等の関係もあって、資金のミスマッチと収支相償の考え方をどうするかという。

○高山座長 すごい絶妙な話になってくるので、余り事例として出すと、首を締めるような気がする。

○上倉参与 事例としても、耐用年数が50年で借り入れの期間が20年とか、たしかしたと思いますので、まさにそういう現象があつて。

○高山座長 今、ちょっと聞いただけで、内閣府としては出せないと。

○梶川参与 先ほど病院とか一部運用上でやむを得ない場合もあるので。

○高山座長 それは表に出さないという取り扱いを今、考えているので、これは出すと厳しいかなという気が少ししますね。

○上倉参与 済みません、もう一点、6ページの【設例1】の一番最後のところの文章、「しかし」とありますけれども、仮に寄附者の意思が、借入金返済のための寄附である場合はどうであろうか。借入金返済時には費用が計上されないため、一般正味財産への振替収益に対応する費用が計上されることはない」と、こういうことが起きるのですけれども、これを会計的にどう考えたらいいのかというような問いかけをしています。

○高山座長 建物でないから振替えなくてもいいと。要は建物ではないのだ、この金は。でも趣旨は立てて。

○上倉参与 借入金返済のための寄附だといった場合は費用が計上されないというか、収益に対応する費用が特定できない。

○高山座長 それを認めたら、何でもありになってしまいますね。

○上倉参与 そうすると、こういう場合はどう考えるのか。

○梶川参与 それは、先ほどの出た赤字をどうするかという話と同じですね。だから、その議論の中でどうしていかれるかみたいなの。

○高山座長 そうすると、先ほどの議論がクリアにならないと、怖くてこれは出せない。

○上倉参与 同時並行的に検討していかなければいけないのかなと。

○高山座長 皆さん頭の体操ということで、これを当てはめていただくと。

(梶川参与退室)

ということで、資料4等もあるのでありますが、基本的には会計の問題からすると、指定の用途は結構緩いです。それを後からできた法制度の中でどこまで厳しくするかというやり方になると思います。それを会計基準で縛るのか、あるいはFAQで書いていく。運用上は縛らなければいけない状況が出ておりますので、これを縛っていく形ではいいと思います。ですから当然用途の正味財産の制約等を厳密に考えていかなければいけない話ですので、中に書いてあるのは、実際、今、運用上はこういう形でされていると考えてよろしいのですか、事務局のほうでも、そうですね。

○松前課長補佐 はい。

○高山座長 それを我々のほうでなるべく追認してあげたい部分があります。ですから、皆さんの中で、これは無理筋でないですかというものは、実務にも影響しますので、そこはしっかりとっていただきたくて、そのときには理由を、これこれ、こういう理由で無理ではないですかということを示していただきたいと思います。そうでなければ、今、運用上はこういう形でやっていますので、どこかFAQの中でこういう形を出していきたいと思いますので、お時間もない中で、次回までにコメントを少しいただきたいと思います。それぞれの事例について、賛成か、反対か。何度も言いますが、実際運用上はこれでやっておりますので、反対の場合にはしっかりと理由づけを皆さんから挙げていただくということで、これも宿題になってしまいますけれども、皆さんの検討結果を次回出したいと思いますので、ぜひメールでこの部分について御回答を願いたいと思います。

○金子参与 この回答は、特にこの中で反対する部分とその理由ということで。

○高山座長 賛成だったら、賛成と書いていただければ一番いいのですけれども、明確にしていきたいのは、これらの取り扱いの中で、これは実務上困ります、あるいはこういう理由でおかしいのではないですかということを示していただきたいと思っております。それでよろしいですか。

何か補足して、ここで発言されたい方はいらっしゃいますか。なければ、運営が非常に不手際で申し訳なかったのですけれども、これで第11回の研究会を終わらせていただきたいと思っております。次回ですね。

○松前課長補佐 次回は10月2日(木曜日)の10時から12時ということで予定させていただきますので、よろしく願いいたします。

○高山座長 次回、ちょっとずれてしまいますけれども、よろしく願いいたします。

以上で終わりにします。どうもきょうはありがとうございました。